



許可番号 03722102603

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県小豆郡小豆島町池田4721番地6

氏名 有限会社タムラリサイクルセンター

代表取締役 田村伸也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

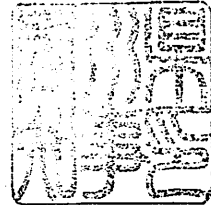
第14条 第6項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

の許可を受けた者であることを証する。

~~第14条の2第1項~~

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日

平成30年3月29日

許可の有効年月日

平成35年3月5日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（破碎処分、堆肥化処分、固形燃料化処分に限る。）業

### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎処分：①木くず、

②がれき類（コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。）以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

堆肥化処分：①木くず、②汚泥（有機性汚泥に限る。）、③動植物性残さ 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

固形燃料化処分：①木くず、②汚泥（有機性汚泥に限る。）、③動植物性残さ 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

以 下 余 白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 3基

設置場所：香川県小豆郡小豆島町室生字笹方尾1042番1 以上

処理能力：1次破碎機 96.0t/日(8時間)

2次破碎機 6.4t/日(8時間)

3次破碎機 1.3t/日(8時間)

許可年月日：平成15年3月6日

許可番号：21-2-001

処理する産業廃棄物の種類：木くず 以上

(2) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1基

設置場所：香川県小豆郡小豆島町室生字笹方尾1042番1 以上

処理能力：200t/日(8時間)

許可年月日：平成15年3月6日

許可番号：21-2-001

処理する産業廃棄物の種類：がれき類(コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。) 以上

(3) 種類及び数量：産業廃棄物の堆肥化施設 2基

設置場所：香川県小豆郡小豆島町室生字遠目1022番 以上

処理能力：2.065t/日(24時間)×2基

処理する産業廃棄物の種類：木くず、汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上

(4) 種類及び数量：産業廃棄物の固形燃料化施設 1基

設置場所：香川県小豆郡小豆島町室生字遠目1022番 以上

処理能力：6.0t/日(24時間)

処理する産業廃棄物の種類：木くず、汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上

3. 許可の条件

上記の施設を変更する場合又は設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年3月6日(当初許可)

平成20年3月10日(更新許可)

平成22年12月24日(変更許可)

平成25年3月21日(更新許可)

平成29年10月6日(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明記したことによる書換え交付)

平成30年3月29日(更新許可)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白